

られる、その癖、自分の信じた者に對しては、随分親切に、世話をしたといふ事が、傳へられてある。

明治七年の七月、佐賀縣廳の役人が、晝夜兼行で、内務省へ、駈付けて來た。其要件は、江藤新平と、島義勇が、兵を起すらしい形勢が、非常に切迫して來た、といふ報告の爲であつた。

大久保は、一通りの報告を聞くと、『今晚、三條公の邸へ來て、もう一度、その報告を聞かせてくれ』と、言はれたので、その役人は、其晩、三條の邸へ、出掛けて見ると、偉い人ばかりが、ずらりと列んで居て、縣下の狀勢を、また一通り述べ終つた所へ、佐賀縣廳から、大久保の手許へ、至急電報が届いた。それには、『愈よ、江藤が、兵を起して、小野組の銀行を襲つた』といふ報告であつた。それを見た大久保は、三條に渡すと、三條は、顔の色を失ふて、他の者に渡した。此電報を見た者は、何れも、多少の怖れを爲したらしかつたが、獨り大久保は、泰然として、眉毛一本動かさなかつた。傍らの巻紙を探つて、スラ／＼と、何か認め、それを列席の同僚に示した。結局、三條の言葉で、

『大久保さんの御考への通りで宜しい、と思ふから、萬事は、御一任致します』  
と言つて、其晩の集會は終つた。

- 一、内務卿が、全權を帯び、速に佐賀縣へ出張の事
- 一、速に出兵の事

一、陸軍少將山田顯義を司令官として、先づ出發せしむる事

此三箇條が、巻紙に認められた、大久保の意見であつた。それであるから、佐賀の動亂に對しては、自ら出張して、最後の事まで、獨斷で處理してしまつた。

唯一つ、惜むべき事は、江藤に對する處分であつた。

大久保にして見れば、江藤を死刑にすべき、相當の理由は在つたらうが、それにしても、可成り、冷酷な取扱をした、といつて、大久保に對する批評は、今日でも、甚だ宜しくない。

(佐賀の亂に就ては、維新秘話を参照されし)

三二

一、明治四年の洋行

一、征韓論閣議の顛末

一、大阪會議の顛末

一、臺灣征討の経緯

以上の四項は、維新秘話、若くは西郷、木戸の傳記中に在るから、總て省略する事にした。

大久保が洋行して歸つてから、内治の改良と、産業の發達に、力を注いだ事は、非常なものであつた。同時に、農業の助成に就ても、可成り、力を入れて居る。

明治十年の西南戰爭に依つて、政府の財政は、頗る窮迫を告げて居たのであるが、それでも大久保は、積極政策を執つて、自分の信じた事は、斷々乎として、實行の運びをつけた。斯うした點に就ての、大久保の力は、實に強いものがあつた。

我國に於る、公債政策は、先づ大久保に依つて、始められた、といつてもよい位だ。西南戦後の、財界に向つて、企業公債千二百五十萬圓の、募集を試みた。それを取扱つたのは、第一銀行及び三井銀行であつたが、締切の期日前既に、二千四百七十七萬圓の應募があつた程だ。條件は、百圓の額面で、手取り八十八圓であり、利子は六厘であつた。

た。従つて、政府の實收は、一千萬圓に過ぎなかつたが、それにしても、是れ丈の仕事をやつて居る。野蒜築港。新瀉築港。宮城山形の新道開鑿。岩手秋田の新道開鑿。那須野原の水路開鑿。鹿兒島縣の鹽田修築。群馬新瀉兩縣境の清水越新道開通。勸業費。猪苗代疏水工事。京都大津間鐵道建設。敦賀大垣間鐵道建設。阿仁鑛山開坑。院内鑛山開坑。油戸炭山興業。幌内炭坑開作。岩内炭坑改良。東京高崎間鐵道線路測量。着手の程度は、何れ程のものであつたか知らぬが、兎に角、是れ丈の仕事は始めたのであるから、實に驚き入つたものである。

其中の、猪苗代疏水事業の如きは、大久保の死後、明治十二年に工を起して、十五年に成功したのであるが、其當時、安積郡の如きは、茫々たる原野に等しく一郡を擧げて、僅に、三萬石の收穫すら無かつた。それが、此工事の完成してから、忽ちにして、二十萬石の收穫がある、といふ譯で、郡山が、今日の繁昌の基礎は、全く是れが原因を爲して居るのだ。

傳へ聞く所に依れば、郡山市役所は、公會堂を造つて、大久保の寫眞を掲げ、毎年の新米は、先以て、大久保の靈前に捧げる事になつて居る、といふ事だ。

洋行中に佛蘭西の巴里へ行くと、大倉喜八郎も、巴里に居て、料らずも、大久保に面會する事を得た。

「大倉さん、あんたは、何ういふ用件で、此方へ來て居るのか」

「私は、毛織物の製作を、視察する爲に、參つたのです」

「ハ、ア、毛織物の製作とは、何ういふ事ですか」

「私は、御一新の時、官軍の兵士が、小倉の服を着て、戦をして居るのを見ました。晴天の時は格別として、雨天の際は、あんな物を着て居たのでは、兵士が、皆病人になつてしまつて、本當の戦は出来まい、と考へたが、されば

といふて、高い毛織物を、西洋から買求める事も出来すまいから、我國に於ても、毛織物を製作する事を、行つて見たい、と思つて、綿羊の飼育法や、製織の方法などを、よく調べて行かう、と思つて、來たのであります」

「成る程、あんたは、實によか事を考へて居る。まあ、お待ちなさい」

といつて、別室の木戸を呼んだ。

それから、木戸が、大久保に代つて、大倉の視察談を聞くのであつたが、之れが爲めに大久保は、木戸と相談して随行員中から、長州人の井上省三といふ者を、歐羅巴へ殘して、此事の修業を爲せたのである。

是れが後に、千住製絨所の建設に、深い關係を有つ事になつたのだ。斯うした點だけ考へても、昨今の政治家とは、餘程、隔りがあるやうに思はれる。

明治十年の十二月廿五日に、金原明善が、遠州から出て來て、内務省へ坐り込んだ。其要件は、毎年の水害に苦しんで居る、天龍川沿岸の人民を救ひ、併せて治水工事の完成に關する、政府の諒解を求める爲であつた。

治水工事と、一口に言つても、植林堤防に要する費用だけでも、容易なものではない。金原の陳情は、

「自分の全財産を提供するから、政府に於ても、之れに對する補助金を、支出してくれ」

といふのであつた。大久保は、例の通り、唯だ黙々として、聞いて居たが、

「あんたは、此治水工事に就て、全財産を提供する、といふたが、それでは、治水工事は出来ても、あんたは、乞食になる外はあるまい。ハツハ、、、」

「是れは、意外な御言葉を承つて、驚入りました。明善は、自分の一身に就て、御願ひに上つて居るのではありません。是迄にしなければ、政府の方でも、御承知下さるまい、と考へて、私の全財産を提供する、と申したのであります。これが爲に、私が、乞食にならうと、又は泥棒にならうと、そんな事は問題ではありません」

大久保は、軽く首肯して、『よく詮議して置くから、その中に、何とか沙汰をする事にならう』と言つて、金原を歸したが、その翌日、静岡縣令の大迫貞清に對して、治水工事の補助金は、政府が支出するから、金原に、此旨を傳へる、といふ事を、命令したのであつた。

その代り、金原の財産の一部を、治水費として、政府に提供させる事にした。

斯うした遺方は、普通の政治家に、逆も、出来る事ではない。金原の陳情を聞いて、其翌日に、決定を與へたのだ。是等が、本當に活きた政治といふのであらう。其後、伊藤内閣の時に、同じやうな事があつて、其認可をする迄には三ヶ月も掛つて居る。

三島通庸が、山形縣令の時に、米澤と福島の間、新道開鑿の工事を始めた。其間には、栗子峠といふ、難工事があつて、之れが爲めに要する費用は少なからずあつたので、縣下の人民は、多く反對して、却々の騒ぎになつた。中央へも、縣民の代表者が、乗出して來て、盛んに反對の陳情をしたが、大久保は、一切取合はなかつた。

之れが爲に、暴動まで起つた位であるが、それでも、大久保は、平然して居た。三島は、大久保の諒解を得て始めた事だから、如何に人民が騒いでも、そんな事には頓着なく、到頭、此工事は爲し遂げてしまつた。

併し乍ら、工事の竣功した時は、既に大久保は、故人になつて居たので、三島は、吉井友實へ、電報を打つて、『大久保公の墓前に、道路開鑿は竣工した旨の報告をしてくれ』といふ事を、申込んだので、吉井は、すぐに三島の言ふ通りに、大久保の墓前に、其式を行つた、といふ事もある。

### 大久保の終焉

大久保は、多くの人から、保守的の政治家として、知られて居るが、決して、保守的人ではなかつた。存外に、進歩的思想にも富んで居たのである。

唯だ、大久保は、餘りに寡黙であつた。人の議論は、よく聴くが、其場で、是非の判断は、決して爲なかつたのである。議論する者は、對手の大久保が、終始、沈黙の儘で、それを聴くのみであるから、議論する張合もなく、又、果して、同意であるか否も、知ることを得ないので、大概な者は、再び大久保の前では、議論なぞするものでない、といふ考を、持つものさへあつた位に、口數の少ない人であつた。

人の議論を、聴く場合が、さうであつたと同時に、自分からも、容易に議論なぞを、爲掛る事は無かつた。けれど、人が善い事を言へば、必ず採用して、何時か之を實行する、といふ風はあつた。

明治四年に、洋行した時も、一行百人といふ、澤山の同行者ではあつたが、自分だけは、何處のホテルへ入つても、離れた部屋に落付いて、何か知らぬが、何時も考へて居た。誰かしらやつて來て、話掛けても、更に對手にならず、唯だ其話を聞くばかりだから、大久保の部屋には、餘り人は寄付かなかつた。

此點に於ては、全く木戸と正反對であつた。木戸は、大久保と違つて、談論風發、對手構はず、時間に頓着なく、幾らでも議論する、といふ質の人であつた。殊に、苦勞人の事であるから、如何なる低級な話にも、即座に應酬して、

對手を、テレさせるやうな事はなかつた。  
木戸ほどに、進んだ意見は、持つて居なかつたにしても、大局を見て、新しい仕事を、片端から處分して行く、其手腕に至つては、髓に群を抜いて居た。

慶應の末年に、書いたものの中に、『今後の政治は、立憲政體でなければならぬ』といふ意味の事を、既に發表したほどの人であるから、保守的の政治家として見るのは、間違つて居る。

小さい事ではあるが、明治初年の大官中、第一番に斷髪したのは、此人であつた。明治天皇が、東京へ御遷座遊ばされて、間もない時、大久保は、斷髪洋装で参内した。陛下の左右に仕へる者は、驚異の眼を瞠つて、大久保の頭を注視した位である。大久保は、其頭で、御前へ出たのであつた。それから數日の後、陛下は、斷髪を遊ばした。爾來、大官連は、續々斷髪して、チヨン番は、政府部内から、一掃されたのである。

麹町三年町の官舎、これは洋行から歸朝して、内務卿になつた時、新たに建てたものであるが、全くの西洋風であつた爲に、一部の人は、酷く批難された。現に、島田一郎の斬髮狀にも、その洋館の事が書いてある位だ。

今の白耳義公使館の在る處が、當時の官舎で、其構内には、洋館の一部が、猶ほ残つて居るといふ、事であるが、いづれにしても、大した建築ではなく、昨今流行の、文化住宅ぐらゐのものであつた。

其他、政治の上にも、相當新しい事を、やつて居る點から見て、此人を、保守的政治家といふのは、誤つた見様である、と思ふ。

世間からは、遅れた政治家として、見られて居たにも不拘、本人は、存外に進んで、新しい事を、やつて居たから、其處に、多くの誤解が起つて、反感を持つ者が出て來たのであらう。

大久保の死は、明治十一年の五月十四日であるが、遭難當時の事は、別冊の暗殺史に、其概略を載せて在るから、

本書には略す事にする。

近年、三上參次博士の好意に依つて、島田等の斬髮狀の實物を見ることを得たから、それに就ての感想を、述べて置きたい。

遭難五十年祭の時、著者は、東京放送局の依頼を受けて、遭難當時の大久保を、語つた事がある。其朝早く、三上博士から、電話が掛つて來て、直接に話したい、といふ事であるから、著者は、電話口へ掛つたのである。

『君は、今晚の放送で、大久保公の遭難を、話さうであるが、それに就て、是非、君に見せたいものがあるが、見に来る事は出来まいか』

『先生の仰言る、見せたいものといふのは、何でありますか』

『大久保公を斬つた時、島田等の懷にして居た、斬髮狀を見せたい、と思ふのである』

『斬髮狀なら、その寫しを、持つて居ります』

『君のは、當時の新聞から、寫し取つたものであらう』

『さうです』

『我輩が見せたいといふのは、その本書の事である。而も、島田が懷にして、大久保公を斬つてから、宮内省へ、自首して出た時に、持つて居たものなのであるから、今晚、君が、當時の事を話すにしても、此本書を見た上の、實感を懷いて語る、といふ事は、其話を活かして、一層、聴く者をして、緊張させる事になりはしまいか、と考へて、君に之れを勧める譯であるが、その本書といふのが、今、臨時帝室編纂局に在つて、我輩が、保管して居る。外間へ持出す事が出来ないのだから、それで君に、來て欲しいと思ふのだが、どうであらうか』

『それは、實に御親切の事で、是非、拜見したいと思ひますから、何處へ伺つたらよろしいでせうか』  
『早速の御承諾で、我輩も、大に喜ぶ次第であるが、午後二時頃に、編纂局の我輩の室まで、來てくれ給へ』

「必ずお伺ひ致します」  
其處で、約束の時間に、編纂局へ出掛けると、三上博士は、喜んで迎へてくれた。

「これが、君に言ふた、斬殺状の本書だ。よく見給へ」  
著者は、それを手にして見ると、表紙には、三條家秘藏と書いてあつた。本書の紙は、粗末な茶判紙様のもので、極めて拙い文字で認めてあつた。之を手にした時に、受けた感じは、あれ丈の大事を、決行する場合に、斬殺状として、持参した一書としては、如何にも粗末であり、且つ無難作なものだ、と思つた。

併し、段々、讀んで行く中に、色々な感じが、浮んで來た。殊に、島田等六人が、署名した下に、實印の捺してあるのを見て、此人々の眞面目さを、深く感じたのであつた。恐らく、斬殺状の署名に、實印まで捺してあるのは、餘り多くはあるまい。

著者は、早くから、此事件を調べて居たが、斬殺状を、何處で認めたか、といふ事が、どうしても判らなかつた。今、此本書を見て、漸く推測が出來たのである。即ち、斬殺状は、島田等が、泊つて居た旅屋で、其前夜に、急いで認めたものである、といふ事が、想像された。

斬殺状としては、紙も粗末であり、毛筆の如きも、先の切れた、ひどい物である、といふ事は、字體の上から考へて、察せられるのである。又、全體に於て、非常に誤字と脱字が多く、それを訂正せずに在る箇所も、少なからずあつて、而も、三枚目の所には、五六行書落して、後から紙を綴足して、書加へてあるから、其綴足した紙が、折疊みになつて在るやうな譯で、泊つて居た旅屋も、餘り上等でなく、毛先の磨切れた筆を其儘に、間に合して使つたものであらう。墨色も、甚だ宜しくない所から考へれば、上等の墨ではなかつたらしい。決行の際、朝野新聞其他二三の新聞社へ、郵送する爲に、急いで書いたものらしく、察せられる。従つて、自然、斯うした粗末なもので、堪へる外はなかつたのだらう。

斬殺状は、前にも、よく讀んで居たのであるが、今、三上博士の前で、其本書に據つて、之を讀直した時、著者の頭腦に、すぐ感じた事は、島田等が、斯うした兇行を、決心した中にも、頗る同情すべき點があり、單に、殺人を以て、男子の本領と解して居た、昔の暗殺常業者の如き輩とは、頗る相違の在つたといふ事である。斬殺状の大體は、此兇行をするのに、大久保を、國家の奸物として居るが、それには、敢て當らない節もある。併し、いづれにしても、政治に對する一の理想を以て居た人達であるから、若し、大久保に、面會する機會があつて、互に肝膽を披瀝したならば、斯うした事をせずに済んだのみならず、或は、大久保の味方となつて、大にその施政を助けるやうに、なつたかも知れないのだ。

三上博士の言はれた通り、同じ斬殺状の文章ではあるが、兇行當時、島田が懐にして居た、本書であるといふ感じを以て、之を見た時の心持は、今迄に、その寫しを讀んで、與へられた感じとは、全く別であつた。其晩の放送は、非常にはづんで、各方面から、種々の書面が届いて居るが、其中には、「大久保の首を刺した短刀は、今、或人の手に渡つて居るが、それは斯ういふ短刀である」といふ前書で、短刀を紙の上に置いて、その形を、筋に引き、色々の模様を述べて、送つてくれた人がある。

残念乍ら、その書面には、住所姓名が無いから、其人に就て、本物を見る事は出來なかつたが、其後、數日經つて、伊東巳代治伯に、その手紙を見せたら、刀劍の事に深い眼識を有つて居る伯は、その短刀を、確かに名刀である、と思ふから、一度實物を見たいものだ、と言はれた事がある。

陸奥外相の秘書官をして、更に外務省の政務局長になつた、中田敬義といふ人が、速達便を以て、手紙を寄越した。それを披いて見ると、

『明日午前十時から、谷中の天王寺で、島田一部等の五十年祭があるから、出席せられたし』といふ事が書いてあつた。

中田は、金澤の出身であるから、何か島田等と、因縁のある事とのみ思ふて、著者は未だ、必ず出席するといふ考は、定めて居なかつたが、間もなく、中田から電話が掛つて来て、著者を、電話口に呼出していふには、『實は、先夜の放逐に對して、島田等六人の遺族が、非常に感謝して居る。彼等に對する、同情深き放逐をしてくれたので、初めて島田等が、血に喝したる暴漢といふのではなく、一箇の志士であり、又政治に理解を有つ、國士であるといふ事も、よく明白にされた事は、遺族として、頗る喜びに堪へないから、故人に對して、それ迄に理解を有つて居る人である以上、是非、此祭典に列席して貰つて、遺族一同からも、挨拶をしたいに依つて、貴下は、伊藤君と交際もあり、東京市會では、議席を共にして居た關係もあるから、紹介の勞を執つて貰ひたい、といふ事であつたから、突然、あの手紙を出したのであるが、斯ういふ事情から、君を誘ふ譯であるが、此祭典には、是非、列席して貰ひたいが、どうであらうか』との事であつたから、著者は、喜んで出席する事を承諾し、其祭典に、列つた次第である。

暗殺史には、斬殺状の本文だけを掲げて、その理由を列擧したものは、省いて置いたから、それを左に掲げて、暗殺史中の『紀尾井坂の變』の項に補足する事にした。尙、島田の口供書及び、島田以下、關係者に對する、裁判の宣告書も、併せて掲げる事にする。

それから、紀尾井坂遭難の地、即ち今の清水谷公園に建てられて在る、哀悼碑の碑文も、紹介する事にした。本年、六月一日の國民新聞に發表された『甲東公遭難の地點』といふ記事は、遭難事件に關する參考にもならうから、それも掲げて置く。

(斬殺状の附加文)

斬殺状中、條擧スル所ノ五罪ノ事實ヲ詳明スル左ノ如シ。  
其一、公儀ヲ杜絶シ、民權ヲ抑壓シ、以テ政事ヲ私ス。

一、明治一新ノ初メ、大ニ公卿列藩ヲ會シ、御誓文ヲ掲ゲテ曰ク、廣ク會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スト、因テ、當初公議所ヲ開キ、諸藩ノ公議人ヲ會集シ、政治ノ得失、將來ノ施設ヲ論ジ、傍ラ人民ノ建議ヲ取り、似テ普ク衆論ヲ盡ス。而シテ、幾クモナク之ヲ廢シ、暫ク集議院ヲ設ケ、又廢シテ、後、左院ヲ以テ之ニ代フ。而シテ、近來、元老院ヲ立ツルニ及ンデ、又左院ヲ廢ス。集議院及ビ左院ニ在テハ、凡ソ建白ヲ致ス者アレバ、其姓名住所ヲ簿録シ、時々建白者ヲ召致シテ、其旨趣ヲ陳辯セシメ、其建議ニ於ケル、可トスル者ハ、之レヲ大政府ニ申達シ、否トスル者ハ、之レヲ建白者ニ下付シ、可否相半スル者ハ、院中ニ置テ、後日ノ參考ニ備フ。而シテ、皆ナ之ヲ建白者ニ告示ス。建白者、猶異論アレバ、議官等面議シテ、反覆討論、務テ建白者ヲシテ、其意中ヲ竭サシム。言路、猶通達スル所アルガ如シ。方今、元老院ニ在テハ、則チ然ラズ。凡ソ建議ノ件、其理ノ可否ヲ論ゼズ、採用ノ有無ヲ令セズ、唯之ヲ默收スルノミ。譬ヘバ、物ヲ水中ニ投ズルガ如シ。已ニ入テ而シテ其跡ヲ滅ス。如シテ、斯ナレバ、誰カ口舌筆紙ヲ費シ、無益ニ事ヲ爲ス者アラン。故ニ、方今絶テ建言ヲ爲ス者アラズ。假令、之アルモ、又其言ヲ用ヒズ、徒ニ言路洞開ノ名アリテ、其實ナシ。廣ク會議ヲ起シ、萬機公論ニ決スルノ御誓文ヲシテ、殆下地ヲ拂ハシム。奸吏輩、或ハ言ハン、西洋各國建白ノ規則ニ於テ、元ヨリ事理ノ可否ヲ論ゼズ、採用ノ有無ヲ令セズ、之レ文明國ノ通法ナリト。是レ實際ノ得失ヲ不辨シテ、妄ニ文明國ノ事ヲ以テ、口實トスルモノナリ。夫レ、西洋各國ノ人民ニ於ケル、自由ノ理ヲ全フシ、立法議政ノ權ヲ有ス、而シテ、平常所思、官民ノ間、近切通暢シテ、又壓制束縛ノ弊ナシ。故ニ、其政治ノ是非、法度ノ利弊ノ如キハ、大小議會ニ於テ、其所見ヲ盡スヲ得、其一身一家ノ得失便否ノ如キハ、即チ當路衙門ニ於テ、

其思慮ヲ達スルヲ得。如斯ナレバ則チ、言路洞開シテ、下情通達セザルコトナシ、猶何ノ建白ヲ要セン。故ニ、規則ニ於ケル、彼ノ如クニシテ可ナリ。本邦人民ノ如キハ、則チ然ラズ。未ダ大小議會ニ於テ、政治ノ是非、法度ノ利弊ヲ陳ズル能ハズ、未ダ當路衙門ニ於テ、一身一家ノ得失便否ヲ辯ズル能ハズ、人民ノ親シク下情ヲ通達スベキモノ獨リ建白ノ一路アルノミ、如何ゾ、之ヲ以テ、西洋各國ニ比スルヲ得ン。且若シ、建白ノ規則ヲシテ、文明國ノ通法ヲ模擬セシメント欲セバ、宜シク先ヅ、人民ヲシテ、自由ノ理ヲ全フシ、立法議政ノ權ヲ得セシムベキナリ。今、建白規則ノミ、文明國ノ通法ニ倣ヒ、人民ヲシテ、自由發論ノ權利ヲ得セシムルコトニ至テハ、曾テ文明國ノ通法ニ從ハザルハ何ゾヤ。豈ニ奸吏輩、已ニ便ナルモノハ之ヲ取リ、已ニ不便ナルモノハ、之ヲ取ラザラント欲スル乎。故ニ曰ク、妄ニ文明國ノ事ヲ以テ、口實トナスト。

明治八年四月、明詔ヲ下シテ、立憲政體ヲ建立スルノ旨ヲ諭ス。有司、依テ之ヲ天下ニ布告ス。夫レ西洋各國ノ立憲政體ナルモノヲ考フルニ、立法、行政、司法ノ三權ヲ部分シ、而シテ、立法ノ權ハ、全ク國會議院ニ歸ス。即チ、政法ノ大綱、皆ナ人民ノ議定スル所ニ在リ。故ニ本邦既ニ立憲政治ヲラバ、速ニ三權ヲ分テ、議政立法ヲシテ、人民ニ附スベシ。抑、明治六年、前參議副島種臣輩、民撰議院設立ノ議ヲ建テシヨリ、國會ノ論、大ニ起リ、當時ノ論、是非相半スト雖モ、時勢漸ク進歩シ、今ヤ、之ヲ非トスル者ナシ。而シテ、政府猶之ヲ設立スルニ及バザルハ、豈ニ奸吏輩、猶之ヲ非トスルカ。奸吏輩、將ニ曰ハントス、國會ノ事、未ダ本邦人民開化ノ度ニ適セズト。奸吏輩、政治ノ體裁、百般ノ規則ヨリ、屋舍道路器具雜品ノ未ニ至ル迄、本邦人民開化ノ度ヲ問ハズ、既ニ悉ク文明國ノ法ヲ取ル。而シテ、獨リ國會ノ事ニ至リテ、因循猶豫シテ、其適否ヲ論ゼザルハ何ゾヤ。夫レ、明治一新ノ初メ、既ニ、廣ク會議ヲ興スノ御誓文アリ、後遂ニ、立憲政治ノ詔令アルニ至ル。是レ、輿旨夙ニ、國會ヲ興スニ在リ。而シテ、詔令下ルヨリ、已ニ數年、人民ノ之ヲ希望スル、大早ノ雲霓ヲ求ムルガ如シ。而シテ、奸吏輩、獨リ之ヲ欲セザル者、豈ニ亦、已レニ不便ナルガ爲メ歟。一新ノ初メニ當リ、始メテ職制ヲ立テ、則チ記シテ曰ク、諸官員在職四年ヲ期

トシ、公撰ヲ以テ之ヲ取捨スト。爾後、屢々職制ヲ改ムト雖モ、未ダ在職年限ノ伸縮ヲ明言セズ。且ツ、諸省各寮ノ間ニ、廢置黜陟アリト雖モ、要路數人ノ吏輩ニ至テハ、依然其等位ヲ占有シ、殆ンド門地ヲ以テ官ヲ爲スガ如シ。所謂、公撰取捨スル者、果シテ何ニ在ルヤ。以上指陳スル所、奸吏輩、陽ニ公平ヲ稱シ、陰ニ私曲ヲ行ヒ、民權ヲ掠奪シ、下情ヲ壅塞スルノ事ニ非ルナシ。此レ之ヲ、言語ヲ杜絶シ、民權ヲ壓抑シ、以テ政事ヲ私ス、ト謂フ。

其二、法令漫施、請託公行、恣ニ威福ヲ張ル。

一、近來、政府ノ令禁ヲ出シ、規則ヲ設ル、皆人民ノ得失ヲ問ハズ、一ニ官吏ノ便否ニ依ル。故ニ、屢々變ズ。所謂、朝令暮改ナラザルモノナシ、人民繁苛ニ堪ヘズ、其嚴刻ニ苦ム。甚キニ至テハ、漫リニ西洋各國ノ政令ヲ取リ、妄意輕舉、強テ人民ヲシテ、遵守履行セシム。人民其實際ノ苦情ヲ訴ヘ、其究困ヲ免レント欲スレバ、官吏叱咤シテ曰ク、是レ人民ノ義務ノミ、是レ人民ノ職掌ノミ、或ハ曰ク、是レ某國ノ法ニ從フ。是レ某國ノ法ニ依ルト下民愚昧、義務ト云ヒ、職掌ト云ヒ、何物タルヲ知ラズ、某國ノ法、某國ノ法、何ノ狀タルヲ詳ニセズ。遂ニ語究シ、意塞リ、唯々黙々、退テ歎息ス。或ハ怨望ヲ懷クモ、其權勢犯スベカラザルヲ見テ、怨ヲ吞ミ、苦ヲ凌グ。空ク黙止スルノミ。當今、諸縣下ノ民、多ク此狀アリ、我石川縣ノ如キ、官吏ノ虛勢ヲ張リ、私曲ヲ行フ、最モ甚クシ古語ニ曰ク、上之ヲ好ム者アレバ、下必ズ焉ヨリ甚キ者アリト。思フニ、大政府、令禁規則ヲ漫施スルニ非ザレバ、何ゾ各地方、獨リ如斯ヲ得ンヤ。法律ハ、上下一般ノ正邪直曲ヲ理スル所以ノ者ナリ、而シテ、方今ノ法律奸吏輩ノ私スルモノ多シ。井上馨方銅山ノ事ノ如キ、世上頗ル物議ニ涉ル。橫村正直ノ曾テ司法ニ拘留セラレ、ヤ、卒直特命ヲ以テ放タレタリ。然レドモ、是レ豈ニ眞ノ聖旨ニ出タルヤ、固ヨリ奸吏輩ノ矯爲ニ依ルモノニ似タリ。故ニ當時、司法ノ官吏數名、之ニ依テ職ヲ辭ス。尾崎三郎井上毅方、井上三郎尾崎毅ノ論說ヲ取リ、新聞社ニ對シテ、訴訟ヲナスノ理アラシヤ。此事已ニ之ヲ審判シ、然ル後チ、始メテ作爲ニ出ルヲ知ルト雖モ、其始メ、井上毅方訴訟ヲナスニ當テ、未ダ他ノ證左ナク、偏ニ想像察スルノミ。司法官之ヲ受理スル、尤モ法ニ違フ。若シ、想像察ト

雖モ、亦之ヲ受理スルトセバ、今人其畜フ所ノ鷄ヲ失フ者アリ、時ニ適々隣家鷄ヲ食スル者アルヲ以テ、他ノ確證ナシト雖モ之ヲ訴ヘバ、法官タル者、亦能ク之ヲ理スルヤ。其他、新聞條例ノ始メテ出ルニ當テ、其條例ニ觸ル、ト爲シ、獄ニ繫ガル、者多ク、其理ノ覺ルベカラザル者アリ。甚シキニ至テハ、法官ノ認定スル所ヲ以テ、枉テ罰則ニ當スル者アリト云。頃日、世上ニ傳フ、黒田清隆醉酩ノ餘リ、暴怒ニ乗ジ、其妻ヲ毆殺スト、罪、大刑ニ當ル。而シテ、頓ニ其事、世上ニ傳播ス。政府ニ在リテハ、被殺人ノ親屬、之ヲ告ルヲ待テ、其罪ヲ治メント欲スルモ未ダ知ルベカラズト雖モ、利良ハ何物ゾ、身、監視ノ長トナリ、天下ノ非違ヲ檢スルノ任ニ在リ、而シテ、黙々不知ヲ爲ル者豈ニ之ヲ私庇セント欲スルカ。夫レ奸吏輩ノ、法律ヲ私スルノミナラス、凡ソ官路ノ事、結納相依リ、引調相計リ、之ガ曲ヲ助ケ、私ヲ成スニ非ルナシ。遂ニ、一般風靡シ、小官吏ニ至ル迄、欸ヲ求メ、絲ヲ攀ヂ、黜陟ノ用捨、一ニ此ニ由ル。且ツ商賈輩ノ如キ、亦諂ヲ呈シ、媚ヲ納レ、賄賂ヲ行フテ、以テ利ヲ釣ル。吏輩相集ル、必ズ曰ク、某ノ仕途ヲ得ル、某氏ノ推擧ニ因ル。某ノ何官ニ就ク、某氏ノ周旋ニ係ルト。商賈相集ル、必ズ曰ク、某ノ長官ニ就カバ、此請願ヲ了セン、某ノ局頭ニ依ラバ、此許可ヲ得ン、或ハ曰ク、某卿ハ、某等ト謀リテ、何社ヲ立ツ、某ノ大輔ハ、某等ト共ニ何業ヲ起スト、其官路請託シテ、非曲ヲ謀ルノ話、官民相結納シテ、私利ヲ營スルノ談、喋々トシテ、醜聲耳ヲ掩フニ至ル。以上指陳スル所ハ、奸吏輩、令禁法律ヲ私シテ、以テ人民ヲ輕重休戚シ、内請私謁ヲ專ニシ、以テ恩惠ヲ霽ルノ事ニ非ルナシ。是レ之ヲ法令漫施、請託公行、恣ニ威福ヲ張ルト云フ。

其三、不急ノ土工ヲ興シ、無用ノ修飾ヲ事トシ、以テ國財ヲ徒費ス。

一、近來、奸吏輩ノ施設スル所、專ラ營業工造、或ハ道路市街ヲ繕ヒ、或ハ官宅府庫ヲ作り、或ハ宮室器具ヲ粧ヒ華ヲ競ヒ美ヲ争ヒ、形容虚飾ヲ之レ務メ、以テ天下ノ經營、此ニ止マルト爲スガ如シ、奸吏輩、或ハ云ハン、是亦開化文明國ノ形況、學バザルベカラズト。夫レ開化文明ハ、形容ニアラスシテ、實力ニ在リ、實力ハ本ナリ、形容ハ末ナリ、本ヲ務メテ而シテ後テ末ニ及ブハ、猶、草木ノ根本ヲ培養シテ、枝葉隨テ繁茂スルガ如シ。今、奸吏輩ノ學ブ

所、其末ヲ學ンデ其本ヲ學ベズ、其形ヲ求メテ其實ヲ求メザルナリ。歐米各國、都城街衢ノ盛ナル、宮室器具ノ美ナル、鐵道ヲ布キ、電信ヲ通ジ、瓦斯燈ヲ點ジ、民事日用、至便至利ヲ極ムルニ至ル所以ノ者ハ何ゾヤ。各國英雄輩出シテ、境域ヲ開キ、威力ヲ四海ニ張リ、國富ミ兵強ク、獨立一致シテ、然後、其餘力ヲ以テ、國內ヲ修成ス。然レドモ、其盛整全備ヲ爲スハ、亦多年ヲ待テ以テ此ニ至ルナリ。然ルニ、我國今日、中興維新ノ初メ、百事未定ノ時ニ於テ、速ニ彼ノ隆盛極治ノ景況ニ比シ、又其備ランコトヲ求ム、事ノ序ヲ失スルト云フベシ。之ヲ不急ノ土工ヲ興シ、無用ノ修飾ヲ事トシテ、以テ國財ヲ徒費スト謂フ。

其四、慷慨忠節ノ士ヲ疏斥シ、憂國敵愾ノ徒ヲ嫌疑シ、以テ内亂ヲ釀成ス。

一、明治六年、西郷輩五名ノ參議職ヲ辭シ、廟堂解體ス。爾來物議紛起シ、内亂相尋グ。其原因ヲ推スニ、征韓ノ議、奸吏輩ノ沮止スル所トナリ、五參議奮激、官ヲ解クニ至ル。夫レ征韓ノ議、奸吏輩若シ其見ヲ異ニシ、國家ノ爲ニ、其職掌ヲ盡サント欲セバ、何ゾ廟堂ニ於テ、公平ヲ執リ、理非ヲ明カニシ、以テ抗議セザル。事此ニ出デズ、陰ニ相結納シ、左右支吾シテ、遂ニ其事ヲ沮喪スル者、確乎不拔ノ論旨ナク、自ラ其說ノ立ザルヲ知ルガ故ナリ。佐賀縣士ノ征韓論ヲ唱フルヤ、其初メ、未ダ兵ヲ擧ゲ、政府ニ抗セント欲スルナラス。其同志ノ徒、相集リテ事ヲ議スルヲ以テ、政府其異圖アルヲ疑ヒ、卒然、縣官ヲシテ、兵ヲ率中ニ臨マシメ、遂ニ以テ彼徒ノ激動沸起ヲ致セリ。是レ此ノ騷擾、政府ノ之ヲ激スルニ非ズシテ何ゾヤ。夫レ政府ノ人民ニ於ケル、撫シテ之ヲ鎮スルニ在リ、焉ゾ激シテ之ヲ亂スラ得ンヤ。前原一誠ノ擧ノ如キ、事端、彼ヨリ發スル者ノ如シト雖モ、其原因、奸吏輩ノ彼ヲ疏斥スル甚シク、彼ヲシテ居常憤懣セシムルニ由ル。政府ノ人民ニ於ケル、公正以テ之ヲ服スルニ在リ、焉ゾ憎惡嫌疑シテ、之ヲ怒ラシムルヲ得ンヤ。夫レ江藤前原二徒ノ擧、激動憤起ニ出デ、未ダ全ク其正ヲ得ズト雖モ、政府固ヨリ失體少ナカラズ。奸吏輩、二徒ヲ指シテ賊トスト雖モ、奸吏輩反テ眞ノ國賊ナル者アリ。上ヲ慢シ、下ヲ欺キ、坐シテ政權ヲ弄シ、以テ私利ヲ營ス。二徒豈ニ敢テ聖天子ニ敵シ、國家ヲ覬覦スルナランヤ。交憂國ノ至情、忍ビザルニ出



ルノミ。奸吏輩焉。之ヲ目スルニ反賊ヲ以テシ、自ラ居ルニ朝廷ノ大臣ヲ以テスルヲ得ン。昨年鹿兒島ノ事ニ至テハ、則チ全ク奸吏輩ノ陰謀密策ニ出ル所ニシテ、世亦粗々其由ヲ聞ク。然レドモ、未ダ其本末ヲ審カニセザルモノ多シ。故ニ今之ヲ詳明セン。

竊キニ西郷桐野等官ヲ解クニ當テ、近衛兵中沸騰シ、各病ヲ稱シテ職ヲ辭ス。其徒去テ國ニ歸ルニ及ンデ、西郷等之ヲ撫循シ、學校ヲ設テ之ヲ教勵ス。是レ、今日奸吏輩ノ偷安無事ニ狎ル、ヲ以テ、國家外難ノ至ルニ際セバ、一朝保ツベカラザルヲ知ル故ニ、其時ニ當テ、國民ノ義務ヲ盡サント欲スルナリ、豈ニ他意アラシヤ。而シテ、奸吏輩、自ラ忌憚措ク能ハズ、竊カニ間者ヲ遣リ、其動靜ヲ窺ハシメ、剩ヘ密謀ヲ囑シテ、將ニ隙ニ乘ジ西郷桐野篠原ノ三名ヲ害セシメントス。而シテ其事發覺シ、西郷等自ラ上京シテ、其曲直ヲ推糺セント欲スルナリ。奸吏輩、刺客ノ事ヲ以テ、私學校徒ノ構造ニ出ルト云フト雖モ、是レ甚ダ其理ナシ。如何トナレバ、奸吏輩ヲシテ、虛心ナラシメバ、何ヲ以テ初メヨリ中原以下數十名、間諜ヲ遣ルノ事、自ラ刺客云々ノ事ヲ吐露センヤ。縦ヒ拷尋ノ苦ニ堪ヘズシテ、其一兩人、或ハ無根ノ言ヲ吐クモ、其言ヲシテ虚ナラシメバ、人々區々ノ事ヲ云フベシ。何ゾ數十名、符合ノ事ヲ陳ゼン。豈ニ之ヲ以テ、卒カニ斥ケテ、以テ強誣ノ事トナスベケンヤ。若シ奸吏輩、初メヨリ中原以下ヲシテ、間諜ヲシムルニ非ズ、又之ニ囑スルニ密謀ヲ以テスルニ非ズシテ、而シテ中原以下一同、無根ノ事狀ヲ吐露スト爲サバ、奸吏輩此ニ於テ公平ヲ執リ、之ヲ處置スルニ、先ツ西郷等ノ兵ヲ引テ出ルヲ咎ムベキ歟。抑モ又、中原以下無根ノ言ヲ吐露スルヲ糺スベキ歟。西郷輩ハ、固ヨリ中原以下ノ辭ヲ信ジ出ル者ナリ。故ニ先ツ中原以下ヲ糺サザレバ、其事情ヲ審カニスルニ由ナカラシ。然ルニ、事此ニ出ズシテ、事情ヲ曖昧ニ誘シ、力ヲ盡シテ之ヲ撲滅セント欲スル者ハ、奸吏輩固ヨリ、其事由ヲ糺スヲ欲セズ、將ニ壓シテ、其跡ヲ掩ハントスルヤ明ナリ。奸吏或ハ言ハシ、西郷等既ニ國憲ヲ紊ル、固ヨリ誅滅セザルベカラズ。而シテ其事甚ダ急速、勢ヒ最モ猖獗、是ヲ以テ、其事由ヲ糺スニ暇アラズト。夫レ政府ノ以テ政府タル所、公明正大以テ事ヲ至當ニ處スルニ在リ。縱令、西郷等到底誅スベキ罪アル

モ、其事由ニ於テ、詳ニスベキ者ハ、之ヲ詳ニシ、糺スベキモノハ之ヲ糺シ、然ル後、誅ヲ加フベキナリ。豈ニ政府ノ職掌ニ於テ、事急速、勢ヒ猖獗ト云テ、是非ヲ分タズシテ、以テ事ヲ處スルノ理アラシヤ。且、堂々タル全ノ勢力ヲ有スルノ政府ニシテ、何ゾ一私學校徒ヲ恐レ、事由ヲ糺スニ暇アラズト云フヲ得ン。此ノ時ニ當テ、奸吏輩直チニ公明正大、以テ事ヲ至當ニ處セント欲セバ、亦何ノ難キコトアラン。當路ノ者、一人其事ニ任ジ、勅命ヲ脚ミ、法理其他ノ理事者ヲ率キ、西郷等ノ出路ニ臨ミ、勅命ヲ傳ヘテ、其行進ヲ止メ、其事由ヲ審理シ、情實ヲ判決シ、其事全ク中原以下ノ虚言ニ歸スルヤ、之ヲ罪シ、或ハ西郷等ノ構造ニ出ルヤ、之ヲ刑シ、以テ諸事至當ニ處スベキノミ。政府既ニ如斯公明正大ノ處分ヲ爲シ、而シテ西郷輩猶之ニ服セズシテ、輕舉暴動スル者アラバ、是レ正ニ國家ノ反賊、人民ノ讐敵ナリ、政府討テ之ヲ滅ス、固ヨリ其義ナリ。天下後世、誰カ之ヲ非トスル者アラン。奸吏輩豈ニ是等ノ道理ヲ辨ゼザランヤ、唯自ラ計ルニ、意ニ免レザル所アリ、之ヲ以テ勅命ヲ矯リ、王師ヲ私用シ、西郷等ヲ誣ユルニ反賊ヲ以テシ、天下人民ヲ欺キ、己ガ奸計ノ跡ヲ掩フ。然レドモ、天地誣ユベカラズ、衆人欺クベカラズ、世上悉ク其奸計ヲ覺ル。今其暴威ヲ憚ルガ故ニ、敢テ之ヲ其口ヨリ出サズト雖モ、後世自ラ公論ノ在ルアリ、豈ニ其惡名ヲ遁レンヤ。世人或ハ西郷等兵ヲ引テ出ルヲ咎メ、國憲ヲ蔑棄スルトシテ、罪誅ヲ免レズト云フト雖モ、是レ其一ヲ知テ、其二ヲ知ラズ、其本ヲ計ラズシテ、其末ヲ論ズルナリ。夫レ政府ハ、人民ヲ保護スル所ニシテ、而シテ國憲ハ、人民ヲ保護スルノ具ナリ。故ニ政府能ク、保護ノ任ヲ盡シ、國憲能ク保護ノ用ヲ爲サバ、則チ人民之ヲ奉戴遵守シテ、以テ其安寧ヲ受クベキナリ。今政府自ラ、保護ノ任ニ背キ、保護ノ法ヲ破リテ、反テ無罪ノ人民ヲ暴害スルニ至ラバ、則チ政府、其政府ニ非ズシテ、國憲亦守ルヲ得ズ。且ツ人民モ亦自ラ本分ノ權利ヲ有ス、豈ニ故無シテ其暴害ヲ受クルノ理アラシヤ。故ニ西郷等出テ其事由ヲ糺サント欲スル、固ヨリ其權利ノ在ル所ナリ。西郷等既ニ出ント欲スルニ當テ、私學校徒保護隨行セント欲スル、亦其義ノアル所ナリ。彼徒多年、西郷等ニ親近追隨スル者、他ナシ、共ニ國家ノ爲ニ盡ス所アラント欲スルナリ。故ニ彼徒ガ、西郷等ヲ保護スルハ、即チ國家ノ爲ニ之ヲ保護ス

ル者ナリ。其兵器ヲ携ヘル者ハ、政府既ニ保護ノ任ニ背キ、反テ之ヲ暴害セント欲ス、人民ニ於テ、何ゾ自ラ戒心セザルベケンヤ。事此ニ及ビ、大本既ニ立ツ、而シテ猶、區々枝葉ノ法則ヲ言フ。則チ一ヲ知テニヲ知ラズ、本ヲ計ラズシテ、末ヲ論ズト云フベキナリ、我輩務メテ、西郷等ヲ保庇スルニ非ズト雖モ、世人多ク、本末常變ノ理ニ暗ク、燕雀ノ心ヲ以テ、大鵬ヲ非トスルヲ以テ、聊カ之ヲ辯ズルノミ。以上指陳スル所ハ、奸吏輩暴戾至ラザルナリ、以テ物議紛擾ヲ致ス者如斯、此レ之ヲ、慷慨忠節ノ士ヲ疏斥シ、憂國敵愾ノ徒ヲ嫌疑シ、以テ内亂ヲ醸成スト謂フ。

其五、外國交際ノ道ヲ誤リ、以テ國權ヲ失墜ス。

一、我國海外ノ輕侮ヲ受クル、蓋シ舊幕以來、已ニ彼我政府人民ノ交際應接ノ事、皆ナ彼レ我ヲ拒ムノ勢ヒアリ、我レ彼レニ順フノ情アリ。殊ニ、民間日用通商貿易ノ際、常ニ彼レ驕テ、而シテ我屈ス。然レドモ、其情勢馴致シテ此ニ至ル者、一朝遽カニ挽回セント欲スルモ得ベカラズ、宜シク、條理ヲ遵守シ、順序ヲ履行シテ、以テ徐カニ之ヲ處スベキナリ。而シテ、其最モ急務ナル所ノ者、條約改正ニ過グルナシ。條約ヲ改正セザレバ、以テ國權ヲ回復スル能ハズ。然レドモ、之ヲ改正スル、至難ノ事トス。其故、何ゾヤ。我國ノ武備、未ダ張ラズ、國力相對セザルヲ以テ也。故ニ、今日ノ先務ハ、専ラ武備ヲ張り、守禦ヲ固メ、攻戰ノ具ヲ備フルニ在リ。而シテ、之ヲ供スル所ノ費類莫大ナルヲ以テ、冗費ヲ去リ、不急無用ノ事ヲ止メ、常時ノ支度ヲ節減シテ、以テ非常ノ用ニ供セザルベカラズ。故ニ一節等、外交ノ得失ヲ論ズル、今日交際上ノ是非ヲ言ハズシテ、而シテ條約改正ノ事ヲ言フ。條約改正ノ事ヲ言ズシテ、而シテ武備ノ充實ヲ言フ。而シテ、武備ノ充實ハ、必ス常時ノ支度ヲ節減シ、以テ非常ノ用ニ供スルニ在ル。然ルニ、方今、奸吏輩ノ所爲ヲ視ルニ、安ヲ偷ミ無事ニ慣レ、不急ノ工造、無用ノ虚飾ヲ事トシ、武備ノ充實措テ而シテ問ハズ、非常ノ用ニ供スルナシ。一新以來、既ニ十餘年、保壘ヤ、船艦ヤ、銃砲ヤ、凡ソ守禦ノ固メ、攻戰ノ具、未ダ一ノ整頓修備スル者アラズ。今日ノ狀ヲ以テ、之ヲ推スニ、將來幾年ヲ待テ、而シテ能ク武備ヲ充實スル、是レ未ダ知ルベカラズ。故ニ條約改正ノ期去テ、之ヲ改ムル能ハズ。今年改メテ、明年正サズ、國家ヲシテ、遂ニ大患ニ

至リ、人民ヲシテ、至難ニ趣カシムルヤ必セリ。明治七年、臺灣ノ役ノ如キ、抑モ何ノ所爲ゾ。徒ニ武ヲ瀆シ、兵衆ヲ傷殘シ、國財ヲ耗費シ、竟ニ支那ノ籠絡スル所トナリ、道路修繕等ノ費ト名ケ、僅カニ金額ヲ收取シ、反テ内國ニ廣布スルニ償金ト號ス。其人民ヲ欺ク、何ゾ一ニ欺ニ至ルヤ。朝鮮修好ノ事、亦無稽ノ甚シキト云フベシ。抑モ三韓ノ我國ニ隸屬スル、仲哀應神ノ朝ニ始マリ、爾來歷朝、韓使、幣ヲ絶タズ。中世我内亂ニ會シ、久シク貢獻ヲ缺クヲ以テ、豊臣氏武力ヲ振フテ、稍々舊權ヲ復スルニ至ル。然ルニ、今代ニ至テ、彼レト對等ノ交際ヲ修ム。豈ニ歷朝皇靈ノ震怒ヲ恐レザランヤ。且ツ彼レ今猶幣ヲ支那ニ致シ、臣僕ノ禮ヲ執ル。則チ我既ニ甘ジテ支那ノ下風ニ立ツ者ニ似タリ。其國體ヲ汚ス、最モ大ナラズヤ。樺太交換ノ事ニ至テハ、實ニ無前ノ國耻、千載ノ失體ト云フベシ。是レ、名ハ交換ト云フト雖モ、其實ハ、劫奪セラル、方如シ。如何トナレバ、我ガ與フル所ハ則チ有用ノ地ニシテ、彼レヨリ受クル所ハ則チ無益ノ土ナリ。譬へバ、棄物ヲ以テ寶貨ニ易ルガ如シ。且ツ我レヨリ求ムルニ非ズシテ、彼レノ望ニ隨フナリ。古へ支那宋末、夷狄ノ侵凌スル所トナリ、賣國ノ奸臣、目前ノ安キヲ苟偷シ、内地ヲ割與シテ、一時ノ無事ヲ貪ルモノ則チ是レナリ。本朝開國以來、未ダ此汚辱ヲ被ラズシテ、今日始メテ此事アリ。今上陛下ニシテ、皇祖ノ神意ニ負カシムルハ、則チ奸吏輩ノ所爲ニシテ、其大罪、誅ニ容レザル者ナリ。又琉球ノ事、甚ダ非理ナル者アリ。彼レノ數訴スル所、其故ナキニ非ズ。何ゾ其請フ所ヲ許シ、直チニ支那ニ應接シテ、以テ判然、我版圖ニ歸セシメザル。而シテ、彼レノ小弱ヲ侮慢シ、切迫シテ其國政ヲ改革シ、其民情ヲ紛亂ス、奸吏輩ノ魯ト、琉球トニ於ケル、何ゾ其驕詭相反スルヤ。奸吏輩、彼ノ狼話ヲ聞カズヤ。狼ノ虎ニ向フ、尾ヲ垂レ舌ヲ卷キ、叩頭屈足、唯其免カレントヲ計ル、其狐狸ニ向フ、牙ヲ鳴シ、爪ヲ厲シ、威怒甚ダ猛ナリト云フ。奸吏輩ノ爲ス所、是レニ異ナラズ。夫レ外交ノ主トスル所、弱ヲ侵サズ、強ニ屈セズ、條理ヲ正フシ、信義ヲ重ズルニ在ルナリ。奸吏輩何ゾ之ヲ思ハズ、専ラ驕逸諂媚ヲ事トスルヤ。以上指陳スル所ハ、奸吏輩ノ偷安以テ國體ヲ汚シ、益々外侮ヲ招クモノ、如斯此レ之ヲ外國交際ノ道ヲ誤リ、以テ國權ヲ失墜スト謂フ。

我輩等、本日、奸吏大久保利通ヲ、途ニ戮殺スルハ、國家ノ爲メ、萬々坐視スルニ忍ビザルヲ以テナリ。其事情、別紙ニ陳述スル所ノ如シ。而シテ奸吏輩ノ罪惡ニ於ケル、既ニ天下人民ノ親視熟知スル所ト爲ル多シ。故ニ我輩等自ラ信ズ、此舉ヤ、天下共ニ許ス所ナルヲ。然リト雖モ、天下ノ廣キ、人衆ノ多キ、此舉ノ趣意ヲ明瞭詳述スル所ノ者ヲシテ、普ク中外ニ流布セシメ、後世ニ傳フルヲ希フ。意フニ新聞社ハ天下ノ公議ヲ通達シ、國家ノ正義ヲ振起スルヲ以テ、常務ノ任トスル所ノ者ナリ。故ニ往年各社勉メテ、讜議直論、以テ政事ノ是非ヲ指陳シ、吏務ノ得失ヲ辯說シ、爲メニ罰ニ罹リ獄ニ陥ル者多シ。我輩每ニ感激奮發ノ情措ク能ハズ、平生私淑ヲ以テ、同志益友ト爲セリ。因テ今、我輩ノ赤衷ヲ各社ニ寄托シ、以テ之ヲ世上ニ明示セシメント欲ス。貴社請フ、我輩ノ衷情ヲ了シ、諸君當務ノ任ヲ盡サント思ヘ、以テ區々ノ罰則ヲ顧ミルコトナク、速ニ別紙ノ文ヲ、新聞紙ニ記載センコトヲ、至囑々々、拜白

明治十一年五月

石川縣士族 長 連 豪

島田 一郎

二伸、此書ハ、我輩等、途ニ大久保利通ヲ要撃スルノ際、郵便ニ投ズル所ナリ。朝野新聞社ヘモ之ヲ囑托セリ、日々報知ノ各社ヘモ、貴社ヨリ御通達ヲ希フ。

島田一郎口供

石川縣加賀國石川郡金澤小立野土取場城端町六拾八番地藏精一方同居

石川縣士族 島田 一郎

明治十一年五月

三十年五月

一、自分儀、明治七年三月頃、舊藩在京ノ同志連名ニテ、左院へ建白書ヲ呈シタリ。其旨趣ハ、明治六年廟堂上、征朝ノ論行ハレザルニヨリ、佐賀ノ舉アリテ、其巨魁江藤新平ノ御處置振リモ、其當ヲ得ザルコト存ジ、其外朝廷ノ御爲筋ノ各條ヲ陳述セリ。其時、高崎侍從ヨリ、右建白書御佳納ニハ相成レドモ、其御採用ノ有無ハ、必定シ難キ旨、一應諒達セラレシガ、其後、終ニ何等ノ御沙汰無キニ依リ、自分以爲ク、此官體ニテハ、迎モ書面ニテハ、志ヲ達スベキニ非ズ、此上ハ腕力ヲ用ヒ、君側ノ重奸ヲ斃スノ外術ナシト存ジ、明治七年九月頃、東京ヲ發シテ歸縣セリ。右歸縣後ハ、曩キニ左院ニ建白書ヲ呈セシ連名ノ同志協議ノ上、他ノ同志ヲ集ムルコトニ盡力セシ處、凡テ千餘名計リモ集リタルニ依リ、其内ヨリ二名ヲ指出シ、東京ノ愛國社ニ加入シ、民權擴張ノ事ヲ議セシメ、而シテ、右千餘名ノ者モ、縣下ニ於テ社ヲ結ビ、愛國社ノ分社ニテ忠告社ト名付ケ、折々集會ヲナセシガ、尋常ノ民權論盛ニシテ、自分ガ平素見込ノ、腕力ヲ先ニスルノ説ニ、同意スル者少ク、依テ自分等ハ、斷然忠告社ヲ退ギ、三光寺ヲ借り受、別ニ同志ヲ集メタリ。右三光寺ニ於テ、同志四百名許リ集リタレドモ、社員多クハ、警察官ヲ奉職セシ者ニテ、何分自分ガ目的ノ腕力論ヲ吐露スルコトヲ得ズ、隨テ社員モ漸次離散ノ勢ニ立至リ、已ニ前原一誠ガ起リシ時モ、自分兵ヲ擧テ之レニ應ゼント企テ、同志ヲ集メタレドモ、會スル者僅カニ百餘人ニ過ギザリシ故、終ニ事ヲ擧グルコト能ハザリシナリ。明治十年、鹿兒島暴學ハ、私學校黨ノ所爲ナラント想像セシニ、豈圖ランヤ、大久保參議等ノ中原尙雄等ヲ遣ハシテ、西郷ヲ暗殺センコトヲ謀リシヲ以テ、西郷ハ尋問ノ爲メ、上京スルコトナリト聞キシヨリ、自分ニ於テ憤懣ニ堪ヘザルヨリ、兵ヲ擧テ西郷ニ應ゼント欲シタレドモ、力足ラズシテ、事ヲ發スルコト能ハズ、因テ大久保參議ヲ殺害セント欲シタリ。然ルニ大久保等、西京ノ行在所ニ在テ、警備嚴重ナリト承リ、遷延シ今日ニ至リシナリ。右ノ如ク、暗殺ヲ行フ念ヲ起セシガ、長連豪モ同論ニテ、連豪ハ機會探索ノ爲メ、明治十一年十一月ノ末カ十二月ノ初旬カニ縣下ヲ發シ上京セリ。爾後兩三度モ、書狀ノ往復ヲ爲シタリ。其他、脇田巧一ハ、明治十年十月頃、杉本乙菊ハ、明治十一年四月頃、出京セリ。此兩人ハ、豫テ縣下ニ於テ申合セタルニ非ズ、東京ニ於テ、

偶然、同氣相合セシコトナリ。

自分、明治十一年三月廿五日、金澤ヲ發シ、四月五日六日頃、東京ニ着シ、連豪ガ止宿セシ四谷尾張町二番地林佐平方ニ止宿セリ。其後、脇田其外ノ者共、折々來訪シ、且相議スルコトアル時ハ、自分等ノ旅宿林佐平方ニテ會議セシナリ。明治十一年五月七八日頃、自分ノ旅宿林佐平方ニ、脇田巧一、杉本乙菊、杉村文一、淺井壽篤、長連豪、並自分、都合六名集合シテ、五月十四日ヲ以テ、事ヲ果スベシト相議シタリ。十四日ト定メシコトハ、四九ノ日ニハ、參議方是非參朝アリト傳聞セシ故ニ、十四日ト決シタリ。

五月十四日朝ヨリ、脇田、杉村、淺井、杉本、追々自分旅宿林佐平方ニ集リ、午前七時三十分頃ヨリ、六名一同佐平方ヲ立出テ、自分連豪トハ首謀ナルヲ以テ、途中萬端ニ注意シ、已ニ紀尾井町ニ至レバ、大久保參議ノ馬車ノ來ルニ會シ、直チニ其馬車ニ迫リ、遂ニ大久保參議ヲ殺害シ、一同ノ兇器ハ其場ニ打捨テ、夫レヨリ直チニ、御所ノ御門ニ在ル兵ニ訴ヘタリ。右警備兵ニ訴ヘシ譯ハ、此度ノ擧ヲ成セシ本旨ヲ記シテ斬殺狀ト名付ケ、銘々所持セシ故、之ヲ差出スガ爲メナリシナリ。此斬殺狀ヲ郵便箱ヘ投シタルハ、五月十四日ニ大久保參議ノ參朝ヲ待合セシ時、長連豪ト自分ト兩人ニテ、永田町ノ華族會館ノ傍ナル郵便箱ニ差入タル旨、申立タレドモ、木村致英ノ口供御讀聞ノ上ハ、最早、包藏スルニ途ナシ。右ハ全ク木村致英ノ申立ノ如ク、自分ト連豪トノ兩人ヨリ、木村致英ニ托シタルニ相違ナキナリ。

今般ノ擧動ヲ爲セシ所以ノ意ハ、國家ノ爲メ坐視ニ忍ビザル思ヨリ出テ、其主意ハ、斬殺狀ニ記セシ如ク、其大略ハ左ノ通りナリ。公議ヲ杜絶シ、以テ政事ヲ私ス、其罪一ナリ。法令漫施、請托公行、恣ニ威福ヲ張ル、其罪二ナリ。不急ノ土木ヲ起シ、無用ノ修飾ヲ事トシ、國財ヲ徒費スル、其罪三ナリ。慷慨忠節ノ士ヲ疏斥シ、憂國敵愾ノ徒ヲ嫌疑シ、以テ内亂ヲ醸成スル、其罪四ナリ。外國交際ノ道ヲ誤リ、以テ國權ヲ失墜ス、其罪五ナリ。其委細ノ事ニ至テハ、斬殺狀ノ通りナリ。自分ニ於テハ、國家ノ爲メ、事實、止ラ得ザルヨリ、曾テ國法ヲ顧ミザルナリ。

右之通無相違不申上候也

明治十一年七月六日

島田 一郎 (摺印)

刺客及連累宣告文

(十一年八月廿七日大審院にて)

石川縣士族 島田 一郎

其方儀、自己ノ意見ヲ挾ミ、要路ノ大臣ヲ除シコトヲ企テ、長連豪、杉本乙菊、淺井壽篤等ヲ誑惑シ、同類ニ引入レ脇田巧一、杉村文一ト通謀シ、明治十一年五月十四日、府下紀尾井町ニ於テ、連豪外四人ト共ニ、大久保參議ヲ殺害セシ科ニ依リ、除族ノ上、斬罪申付候事

石川縣士族 長 連 豪

其方儀、自己ノ意見ヲ挾ミ、要路ノ大臣ヲ除シコトヲ企テ、島田一郎、脇田巧一、杉村文一、杉本乙菊、淺井壽篤ト通謀シ、明治十一年五月十四日、一郎外四人ト共ニ、府下紀尾井町ニ於テ、大久保參議ヲ殺害セシ科ニ依リ、除族ノ上、斬罪申付候事

石川縣平民 脇田 巧 一

其方儀、自己ノ意見ヲ挾ミ、要路ノ大臣ヲ除シコトヲ企テ、島田一郎、長連豪、杉村文一、杉本乙菊、淺井壽篤ト通謀シ、明治十一年五月十四日、一郎外四人ト共ニ、府下紀尾井町ニ於テ、大久保參議及ビ御者中村太郎ヲ殺害セシ

科ニ依リ、斬罪申付候事

石川縣士族 杉 本 乙 菊  
其方儀、自己ノ意見ヲ 抉ミ、要路ノ大臣ヲ除ンコトヲ企テ、島田一郎、長連豪、脇田巧一、杉村文一、淺井壽篤ト  
通謀シ、明治十一年五月十四日、一郎外四人ト共ニ、府下紀尾井町ニ於テ、大久保參議ヲ殺害セシ科ニ依リ、除族ノ  
上、斬罪申付候事

石川縣士族 杉 村 文 一  
其方儀、自己ノ意見ヲ 抉ミ、要路ノ大臣ヲ除ンコトヲ企テ、島田一郎、長連豪、脇田巧一、杉本乙菊、淺井壽篤ト  
通謀シ、明治十一年五月十四日、一郎外四人ト共ニ、府下紀尾井町ニ於テ、大久保參議ヲ殺害セシ科ニ依リ、除族ノ  
上、斬罪申付候事

島根縣士族 淺 井 壽 篤  
其方儀、島田一郎、長連豪ガ、大久保參議ヲ殺害セントノ 企ヘ何ノ故ナルコトヲ辨ヘズシテ、右兩人ノ逆意ニ與シ  
島田一郎、長連豪、脇田巧一、杉村文一、杉本乙菊ト通謀シ、明治十一年五月十四日、一郎外四人ト共ニ、府下紀尾  
井町ニ於テ、大久保參議ヲ殺害セシ科ニ依リ、除族ノ上、斬罪申付候事

石川縣士族 松 田 克 之  
其方儀、方今ノ政體ヲ一變センガ爲メ、大久保參議ヲ殺害セン事ヲ、脇田巧一等ト謀リ、上京シ、尙同志ヲ募ラン

石川縣士族 橋 爪 武  
ト、一旦歸縣セシガ、其殺害ノ事ヲ果サンガ爲メ、再ビ出京ノ途中、遲滞ノ折柄、巧一等既ニ殺害ノ事ヲ遂ゲン故、  
其場ニ蒞マスト雖モ、猶其逆意ハ不止、右科ニ依リ、除族ノ上、禁獄終身申付候事

石川縣士族 陸 義 猶  
其方儀、長連豪ノ依頼ニ依リ、連豪ガ島田一郎ト共ニ、要路ノ大臣ヲ殺害スルノ同謀者ナル杉本へ、早々出京スベ  
シト通知シテ、同人ヲシテ、連豪等ト共ニ、要路ノ大臣即チ大久保參議ヲ殺害スルノ期ニ及フコトヲ得セシメ、並ニ  
淺井ガ連豪ト共ニ、官員ヲ殺害スル爲メ、出京スルノ路金ヲ與へ、加之、連豪等ノ志ヲ繼ギ、歸縣シテ後事ヲ謀  
ルコトヲ承諾シ、歸縣ノ後、壽篤等ニ勸メ、後學ノ人數ニ加ヘントセシ所爲ニ及ビシハ、連豪、乙菊、壽篤等ノ逆謀  
ヲ助力セシノミナラズ、後學ノ 企ニ着手セシ科ニ依リ、除族ノ上、終身禁獄申付候事

石川縣士族 水 野 生 清  
其方儀、島田一郎等ガ大久保參議ヲ殺害スルノ 企ニ同意シテ、斬奸狀ト唱フルモノヲ作爲シ、其逆謀ヲ贊成スル科  
ニ依リ、除族ノ上、禁獄終身申付候事

石川縣士族 松 田 秀 彦  
其方儀、島田一郎等ガ大久保參議ヲ殺害スルノ 企ニ同意シ、上京ノ旅費金ヲ與へ、其逆謀ヲ助力セシ科ニ依リ、  
除族ノ上、禁獄終身申付候事

其方儀、長連豪ガ大久保參議ヲ殺害スルノ企テアルヲ確知シ、而シテ橋爪武方連豪等同様ノ所業ニ及バントノ逆謀ニ與シ、其事ヲ議センガ爲メ、武ヲ慕ヒ金澤ニ赴キシ科ニ依リ、除族ノ上、禁獄十年申付候事

石川縣士族 山田 貢

其方儀、石川縣第四課庶務課受付掛奉職中、島田一郎ガ大久保參議ヲ殺害スルノ逆謀ニ同意シ、是ガ爲メ辭職出京シテ、其擧ニ與ラントセシニ、辭職スルコトヲ得ズシテ、出京ヲ遂ゲズト雖モ、始メヨリ一郎ニ同意シタル科ニ依リ、除族ノ上、禁獄十年申付候事

石川縣士族 宮崎 延義

其方儀、島田一郎ガ出京スルハ、大臣參議ヲ殺害スル企テナルベシト想像シナガラ、一郎ガ頼ニ因リ、旅費金扶助方ニ奔走シ、且又、一己ノ發意ヲ以テ、池田嘉世外數名ヨリ金ヲ募リ、旅費トシテ一郎ニ渡シ、加之、一郎ガ發意時、水島驛迄見送タリ。右科ニ依リ、除族ノ上、禁獄十年申付候事

石川縣士族 大野成貞長男 大野 成忠

其方儀、島田一郎ガ出京シテ、大久保參議ヲ殺害スルノ逆謀ニ與シ、半途迄出足、引戻サレシ後、猶又淺井壽篤ヨリ、重臣ヲ暗殺スルノ逆謀ヲ承リナガラ、其壽篤ガ重臣暗殺ノ爲メ出京スルヲ見送り、改心ノ實跡相立ズ、右科ニ依リ、除族ノ上、禁獄七年申付候事

石川縣士族 直道長男 堀江 忠太郎

其方儀、島田一郎ガ上京シテ大久保參議ヲ殺害スルノ逆謀ニ與シ、半途迄出足、引戻サレシ後、猶又淺井壽篤ヨリ重臣ヲ暗殺スル逆謀ヲ承リナガラ、其壽篤ガ重臣暗殺ノ爲メ、出京スルヲ見送り、改心ノ實跡相立ズ、右科ニ依リ、除族ノ上、禁獄七年申付候事

石川縣士族 久保 嘉吉郎

其方儀、島田一郎ガ大臣參議ヲ殺害スル爲メ出京スルヲ知り、其旅費金ヲ與ヘシ科ニ依リ、除族ノ上、禁獄七年申付候事

東京本郷春木町二丁目十九番地寄留

石川縣士族 木村 致英

其方儀、島田一郎ヨリ、大久保參議ヲ殺害スルノ逆謀ニ同意可致様談ジヲ受ケ、其後之レヲ謝絶スト雖モ、一郎ヨリ斬姦狀ト唱フル書面ヲ受取り、事後之ヲ郵便箱ニ差入ル、コトノ依托ヲ承諾シ、明治十二年五月十四日、脇田巧一等ガ大久保參議ヲ殺害セント出立スルヲ見送り、尙又、一郎等ガ逆謀ヲ果セン時刻ヲ測リ、斬姦狀ト唱フル書面ヲ、郵便箱ニ差入タル科ニ依リ、除族ノ上、禁獄五年申付候事

石川縣士族 雪野 銳次郎

其方儀、長連豪、島田一郎ガ、要路ノ大臣ヲ殺害スルヲ知り、同謀セズト雖モ、其所爲ハ惡事ニ非ズト見認め、遂ニ一郎等ノ出京スルヲ見送り、加之、右兩人ガ要路ノ大臣ヲ殺害スル爲メ出京シ居ルコトヲ知りナガラ、縣廳ヨリ一郎等ヲ搜索アルヲ隱蔽セシ科ニ依リ、除族ノ上、禁獄五年申付候事

其方儀、島田一郎が要路ノ大臣ヲ殺害スルノ逆謀ニ同意シ爾後悔悟ノ念ヲ發シ、一郎ニ對シ忠告セント雖モ、一郎ガ逆意アルヲ知りナガラ、之ヲ隱蔽シ居リシハ、悔悟ノ實心ナキモノトス、右科ニ依リ、除族ノ上、禁獄五年申付候事

石川縣士族 澤 口 期 一

其方儀、石川縣警部ノ職ヲ奉ジナガラ、島田一郎ヨリ、要路ノ大臣ヲ除カントスルノ密謀ヲ、一旦承リタリト雖モ、其事、眞實ノ事ニアラズト思ヒ、其後水野生清、伊藤了ヨリ、一郎ガ上京ハ大久保參議ヲ殺害スルノ企テナリト聞キ、之ヲ呼戻スコトヲ談ゼシモ、職掌柄、處分モ有之筈ノ處、無其義、右科ニ依リ、除族ノ上、禁獄三年申付候事

石川縣士族 寺 垣 吉 之

其方儀、島田一郎ガ大久保參議ヲ殺害セント企テ出京スルコトヲ、水野生清ヨリ承知シ、一郎ヘ忠告スト雖モ、一郎之ヲ承知セザルニヨリ、不滿ヲ生ゼシモ、其母ヨリノス、メニヨリ、遂ニ一郎出京ノ時、水島驛迄見送り、其後縣廳ヨリ、一郎等ヲ搜索アルコトヲ知りナガラ、訴へ出デザル科ニ依リ、除族ノ上、禁獄一年申付候事

石川縣士族 伊 藤 了

其方儀、長連豪等ヨリ、大久保參議ヲ殺害スルノ舉ニ加ルベシト勸メラレ、畏懼ノ餘リ詐テ同意シ、追テ之ヲ謝絶セシト雖モ、既ニ容易ナラザル逆謀ヲ承知シナガラ、其筋へ訴出ザル科ニ依リ、除族ノ上、禁獄百日申付候事

其方儀、島田一郎ヨリ、大久保參議ヲ殺害スルノ逆謀ヲ聞知シ、其筋へ訴出ザル科ニ依リ、除族ノ上、禁獄百日申付候事

石川縣士族 入 江 鎌 次 郎

其方儀、島田一郎ガ大久保參議ヲ殺害スルノ企ニ同意シ、同志堀江忠太郎、大野成忠ト共ニ、出京シテ事ヲ舉ント契約セシ罪ヲ犯セント雖モ、其後悔悟改心シ、折柄忠太郎、成忠ガ脱走セシヲ聞キ、彼等ヲモ改心セシメ度トテ、成忠ガ父成貞、及ビ忠太郎ガ叔父又藏ニ、事情ヲ告知シ、因テ成貞等ヲシテ、忠太郎、成忠ヲ途中ヨリ引戻スコトヲ得ルニ至ラシムルヲ以テ、其罪ヲ免ズ

石川縣士族 薄井應備長男 薄井達太郎

其方儀、島田一郎等ガ、大久保參議ヲ殺害ノ事件ニ付、不審ノ廉有之、糺問ヲ遂ル處、申立明瞭ナルニ付無罪

石川縣士族 吉 田 嘉 忠

其方儀、島田一郎ガ大久保參議ヲ殺害セシ事件ニハ關係ナシト雖モ、一郎トハ義兄弟ノ盟約ヲモ爲セシ者ニ付、相當ノ處分ヲ受ケ度旨、出訴スルニ因リ、糺問ヲ遂グル處、申立明瞭ナルニ付無罪

石川縣士族 龜 田 臣

東京本郷春木町二丁目十九番地寄留  
石川縣士族木村致英妻

其方儀、島田一郎等が大久保參議ヲ殺害セシ事件ニ付、不審ノ廉有之、糾問ヲ遂ル處、申立明瞭ナルニ付無罪

東京四ツ谷尾張町二番地寄留  
平民林佐平妻

林 ゆか

其方儀、島田一郎等が大久保參議ヲ殺害セシ事件ニ付、不審ノ廉有之、糾問ヲ遂ル處、申立明瞭ナルニ付無罪

(以下九月宣告)

石川縣士族 島田 勇

其方儀、石川縣一等巡查ノ身分ヲ以テ、島田一郎が大久保參議ヲ殺害セント企テ居リシ事ヲ、奥野志一ト僞稱セシ富田信貫ヨリ聞取ト雖モ、之ヲ告發セズ加之、大久保參議ヲ暗殺ノ爲メ、已ニ一郎出立ノ後、同人ノ旅費金ヲ立換置タル者ニ對シ、有志ノ者ヨリ補償スベキ旨ニ付、若干金差出スベシト、信貫ガ示談セシニヨリ、之ヲ承諾シタリ、右科ニ依リ、除族ノ上、禁獄三年申付候事

石川縣加賀國石川郡金澤臺所町

當時懲役人 村井 照明

其方儀、明治十年鹿兒島賊徒暴擧ノ時ニ際シ、澤田孝則等ト、屢々密會シ、賊魁西郷隆盛ニ應援ノ爲メ、金澤ニ於テ

兵ヲ擧ンコトヲ謀リ、加之、水橋驛ノ區務所ニアル官金ヲ盜取リ、軍資ニ充ンコトヲ約シ、同驛ニ到ル處、板賀義知ノ差圖ヲ以テ、西田三郎ガ忠告ニヨリ、官金ヲ盜取スルコトヲ中止シ、且島田一郎等ガ重臣ヲ暗殺セントスルノ情ヲ知リナガラ、故ラニ之ヲ訴出デザル者、禁獄三年ノ處、明治十一年七月一日、金澤裁判所ニ於テ、竊盜ノ科ニ依リ除族ノ上、懲役百日ニ科セラレタルヲ以テ、名例律ニ罪俱發ニ依リ、石川縣ニ於テ就役セシ日數四十日ヲ控除シ、禁獄二年ト三百二十五日申付候事

石川縣士族 鹽屋 三郎

其方儀、明治十年鹿兒島賊徒暴擧ノ時ニ際シ、澤田孝則等ト屢々密會シ、賊魁西郷隆盛ニ應援ノ爲メ、金澤ニ於テ兵ヲ擧ンコトヲ謀リ、加之、水橋驛ノ區務所ニアル官金ヲ盜取リ、軍資ニ充ンコトヲ約シ、同驛ニ到ル處、板賀義知ノ差圖ヲ以テ、西田三郎ガ忠告ニヨリ、官金ヲ盜取スルコトヲ中止シ、且島田一郎等ガ重臣ヲ暗殺セントスルノ情ヲ知リナガラ、故ラニ之ヲ訴出デズ、右科ニ依リ、除族ノ上、禁獄三年申付候事

石川縣士族 澤田孝太郎父隱居

澤田 孝則

其方儀、明治十年鹿兒島賊徒暴擧ノ時ニ際シ、村井照明等ト屢々密會シ、賊魁西郷隆盛ニ應援ノ爲メ、金澤ニ於テ兵ヲ擧ンコトヲ謀リ、加之、水橋驛ノ區務所ニアル官金ヲ盜取リ、軍資ニ充ンコトヲ約シ、發途ノ日ニ至リ、悔悟シテ、官金ヲ盜取スルコトヲ中止シ、且島田一郎等ガ重臣ヲ暗殺セントスルノ情ヲ知テ、故ラニ之ヲ訴出デズ、右科ニヨリ、除族ノ上、禁獄二年申付候事



其方儀、明治十年鹿兒島賊徒暴擧ノ時ニ際シ、澤田孝則等ト屢々密會シ、賊魁西郷隆盛ニ應援ノ爲メ、金澤ニ於テ兵ヲ擧ンコトヲ謀リ、且島田一郎方重臣ヲ暗殺セントスルコトヲ知りナガラ、故ラニ之ヲ訴出デズ、右科ニ依リ、除族ノ上、禁獄一年半申付候事

石川縣士族 板 賀 義 知

石川縣士族 柿 田 正 次

其方儀、明治十年鹿兒島賊徒暴擧ノ時ニ際シ、澤田孝則等ト屢々密會シ、賊魁西郷隆盛ニ應援ノ爲メ、金澤ニ於テ兵ヲ擧ンコトヲ謀リ、且島田一郎等方重臣ヲ暗殺セントスルコトヲ知りナガラ、故ラニ之ヲ訴へ出デズ、右科ニ依リ、除族ノ上、禁獄一年半申付候事

(以上、主犯六人、連累廿八人)

哀 悼 碑

哀悼碑は、遭害の地即ち紀尾井町に建つ。高さ一丈八尺五寸、幅七尺、厚さ三尺、臺の高さ二尺五寸、幅一丈三尺に八尺なり。碑面は、三條實美の書にて、方二尺の正楷大字、碑陰は、方五寸餘の楷字なり。

贈右大臣大久保公哀悼碑

碑 陰

嗚呼此贈右大臣大久保公殞命之所也、公之在世、身繫天下之安危、天子倚以爲重、一朝變生不測、溘焉長逝、悲夫

自古忠烈士、死于非命者何限、然概在喪亂之世、擾擾之際、乃公則功成名遂、遇國家方隆之運、將永享太平之樂、而遽罹此禍、宜乎 九重震悼、天下識與不識、無不惋惜痛歎也、抑公既以身許國、死生禍福、一聽于天而不悔、而其所施爲、赫々在人耳目、則公難死乎、猶有不死者存焉、顧距公之薨七年、過此地者、咨嗟歎息、往々低徊不能去、於是僚友義故胥謀、建碑以表追悼、亦情之不可已也、公之勳業、藏在大史、勳在桓珉、此特記建碑事由、以告來茲、

明治十七年十月

編修副長 官從六位勳六等 重野安繹撰  
內閣大書記官從五位勳五等 金井之恭書

偶然明かとなつた甲東公遭難の地點

石黒忠愍子苦心の詮索から當時の馬丁現はる

(昭和四年六月一日國民新聞の記事)

つねに相争ふ新舊二つの思潮——ましてや維新の大業に、新らしき日本の創造と、世界に對する日本の地位を確立した甲東大久保利通公も、その功の輝やかしさこそ相反思想陣の刺客に襲はるゝ原因となつた。明治十一年公の刺された清水谷には、同公園に當時を語る石碑は建つてゐるが、この實際遭難地點は、今迄判らなかつた。處が、石黒忠愍翁の努力から、圖らず當時の馬丁が発見され、歴史的の地點が明らかとなつたのである。風さわやかな五月のある日、赤坂辨慶橋から清水谷公園の方へ歩いてゐた老紳士、ふと、公園の青葉かくれに、

「贈右大臣……」

の哀悼の碑を見た刹那、老紳士の腦裏には五十二年前の出來事がまぎ／＼と蘇つた。

「時も丁度今頃だつた。思へば偉人の最期ははかないものであつたなあ……」

としばし追想に耽つてゐた。此の老紳士は樞密顧問官子爵石黒忠愍氏、氏が偉人と呼んだ人こそ、明治十一年五月十

四日西郷黨の餘燼、刺客島田一郎他六名の爲めに、四十七年の一生を終つた大政治家、甲東大久保利通公その人である。

『さういへば……』  
と石黒氏、當時と全く様子の變つた四邊を見廻し、公が殺された正確な場所は、果してどの邊であつたらうか——といふ疑問が湧いた。急變を聞いた當時、早速西郷從道侯に知らせると、西郷は今毛布を持つて現場へ行つたといふので、自分は行くのをよしたが、今更恨まれる。聞く人としてはない。調べて見たが、赤坂紀尾井町にて刺さる、とあるのみ。それから大久保家へ聞いても、宮内省へ聞いても、同様、その場所が判然としない。所が事件の當日、公の馬丁として事件に直面した小高芳吉(八〇)氏が生存してゐる事を知つた。喜んだのは石黒氏ばかりでない。宮内省では直ちに小高氏を呼び、二日間に亘り實地に紀尾井町へ行き調べた上、最近こゝに初めて甲東公が刺客に倒れた適確なる場所を、宮内省圖書寮の記録に載せるに至つた。それは現在の清水谷公園の碑を前にした正面の石橋から辨慶橋の方によつた次の石橋から更に二三間辨慶橋の方によつた往來のまん中である。

大久保公の馬丁として偉人の最期にまでよく仕へた小高芳吉氏を、府下目黒七〇一の自宅に訪れると、八十歳とは思へない程の元氣さて、さすが當時を語る一語々々には興奮を加へながら——  
『あの日(明治十一年五月十四日)今の赤坂御所の所の太政官に出勤する爲め、午前八時十分に、麴町三番町のお邸を出られました。雉色をした二頭立ての箱馬車でした。一頭立てのメリケン馬車の際は、御自分で手綱を取られ、私が馬丁としてお付きするのですが、二頭立ての時は、中村太郎(當時廿六歳でした)が、馭者となるのです。ドイツ大使館わきを通り、赤坂見附の上まで来ました。あれから眞すぐに見附へ下りれば、あんな間違ひはなかつたかも知りませんが、近道なので、あれから右へ内土手を傳つて行く事にしてゐました。勿論その當時は、辨慶橋はありませんでした。右が、紀州様で、左が井伊掃部様のお屋敷跡、道路をはさんで、今のやうに、あんな種々な木がある

わけがなく、全くの原つぱでした。氣持ちのいゝ五月晴れの日でした。土手を傳はつて、あの道路へさしかゝつた時、原つぱに摘草でもしてゐたやうな二人の兵兒帯の男が、よろけるやうに馬車の先に出ましたので、私はあわてて、馬車の後から飛び下りると、馬車の先に駆け出し、おい〜と、よげるやうに聲をかけた時、何處から出て来たか、矢庭に私は後から一太刀浴びせかけられました(それは幸ひ帽子を切られたゞけて済んだ)アツ……また一太刀、しかし私も廿九歳の血氣盛り、刀の下をくぐると、紀州様の跡へ假普請をなさつてゐた北白川宮邸めがけて一散に走り出した。(物騒の世の中だから若しもの事があつたら、中村お前は、めくらめつぼう馬を走らせろ、自分は注進に駆け出すからと馭者と二人で、日頃約束してゐました)北白川宮様に急を知らせると、その足で今の辨慶橋の交番の所にあつた警察署へ知らせ、それから宮内省へ走つて行きました。門鑑の代りに、天保錢を見せた位夢中で来た。宮内省から大隈さんの小川太吉といふ馭者と、大木さんの相澤作太郎といふ馭者の三人で、現場へ戻つて来ました。あゝその時は、御主人様は脇差を三本と長刀を一本咽喉に突き刺されたまゝ、仰向けに倒れ、馭者の中村太郎も、一本咽喉に突き刺されてゐました。氣も顛倒する中で、刀を抜いて毛布に包んで、馬車にお入れした時、西郷從道さんが馬でかけつけました。馬車の扉は兩方に開け放され、血が飛んでゐましたから、馬車の中で既に一太刀やつたと思ひます。馬の眞中を通す棒は三つに折れ、左の馬は左足を一本、皮一寸に切られ、右の馬は横つ腹を突き刺され、縮緬の帛紗に包んだ御用箱は、さんぐ〜に取り散らかされ、まあ何んといふ有様だか判りませんでした。今でも彼處を通る度び、南無阿彌陀佛といつて手を合せます。もう五十二年、此の五十二年の間、私は毎月十四日缺かさずに青山の墓地にお詣りに参ります』  
と老爺の言葉は興奮から次第に涙と變つた。

5  
7

昭和四年九月十日印刷  
昭和四年九月十五日發行



(品賣非)

伊藤痴遊全集 第四卷

(第七回配本)

著者 伊藤仁太郎

發行者 下中彌三郎

印刷者 濤川薰

發行所

東京市麴町區下六番町一〇  
振替東京二九六三九番

株式會社 平

電話九段 三三一  
六四六  
四七六  
七五四  
番番番 凡社

本製田村

行印社會式株刷印同共

5

7

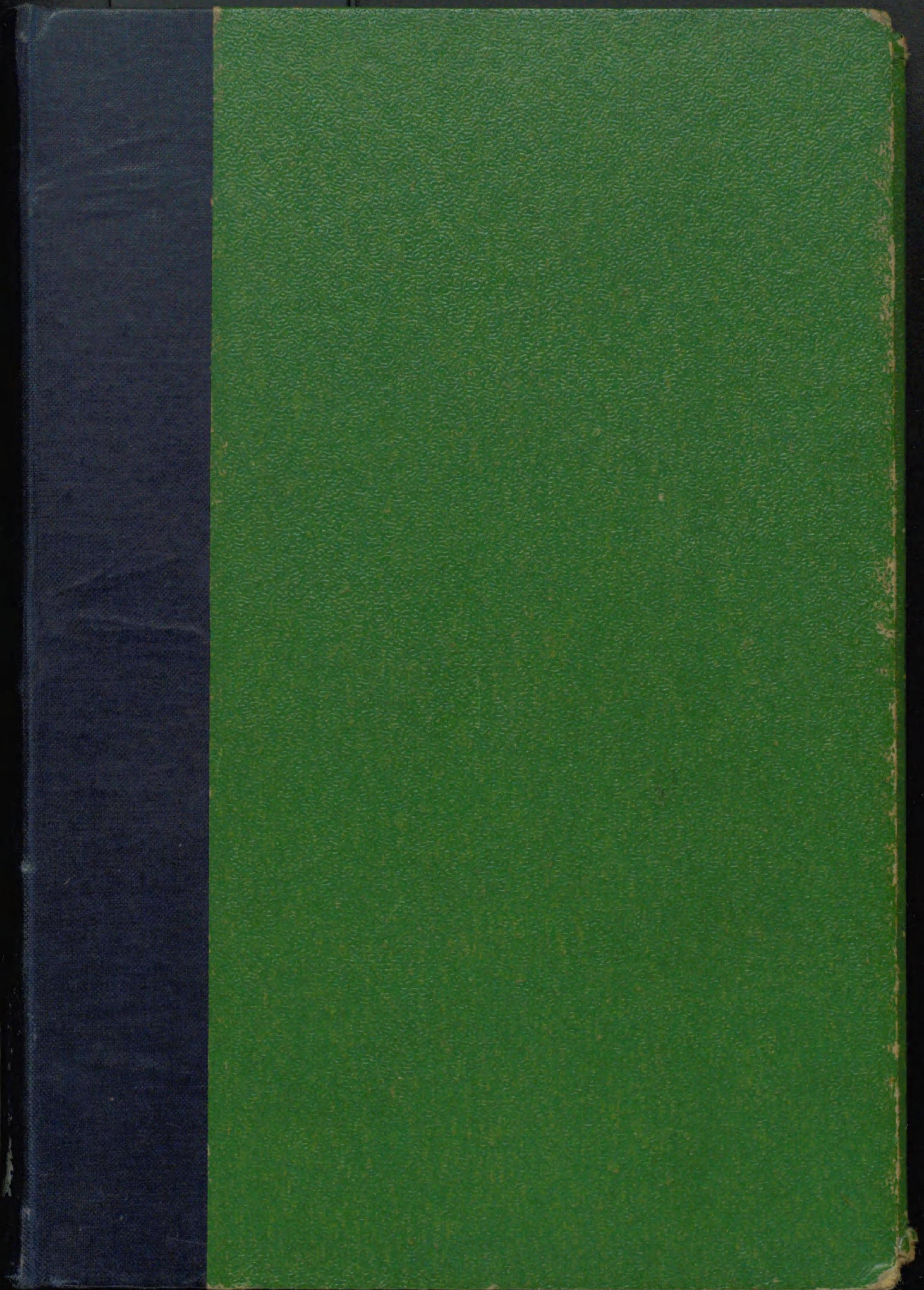
2758

行	年	月	日	時	分	秒
1	1958	10	10	10	10	10
2	1958	10	10	10	10	10
3	1958	10	10	10	10	10
4	1958	10	10	10	10	10
5	1958	10	10	10	10	10
6	1958	10	10	10	10	10
7	1958	10	10	10	10	10
8	1958	10	10	10	10	10
9	1958	10	10	10	10	10
10	1958	10	10	10	10	10

~~560 9/86~~  
~~42 7/89~~

560

42

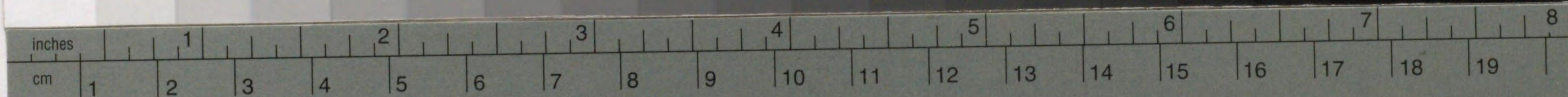


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

